



名古屋税理士会



税理士
会員章

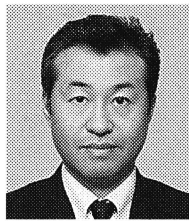
税理士はあなたの身近なパートナー
新しい時代に向かってチャレンジします

〒464-0841
名古屋市千種区覚王山通8丁目14番地
電話 052(752)7711(代表) FAX 052(752)5055
http://www.meizei.or.jp/

グループ 法人税 完全支配の内国法人対象

制度の概要

平成22年度の税制改正で創設されたグループ法人税制は、大まかに言ったら「①完全支配関係にあるグループ法人間の特定の取引による損益に対して課税しない(または課税を繰り延べる)」、また「②中小法人であって



高桑誠一氏

も、大法人の100%子法人には中小法人向けの課税特例措置を適用しない」という制度です。①は平成22年10月1日以後の取引から、②は平成22年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

グループ間特定取引非課税 中小法人へ特例措置不適用

同じくグループ法人を対象にした連結納税制度が選択適用であるのと異なり、資本金の大小に関係なく中小法人にも強制適用されるので注意が必要です。

完全支配関係

グループ法人税制の適用対象となるのは完全支配が成立しているグループ内の内国法人です。ここで完全支配関係とは、「一の者」が法人の発行済株式等の100%を直接又は間接に保有する関係

をいいますが、グループの頂点となる「一の者」は内国法人、外国法人、そして個人も含みます。内国法人は株式会社等の会社に限り、医療法人、協同組合、公益法人など全て

者(六親等内の血族、とまります。配偶者、三親等内の姻族等)はまとめて「一の者」とみなされます。グループ法人間のご説明します。

適否判定基準がありませんが、ここでは代表例として①②⑦について

①資産の譲渡▼グループ内での資産の譲渡を取引で生じる損益について、課税が繰り延べられます。対象となる資産(譲渡損益調整資産)は、固定資産、土地、有価証券、金銭債権、繰延資産ですが、帳簿価格1000万円未満の資産は除かれます。なお、譲渡法人が譲渡損益調整資産をグループ外に譲渡したとき、あるいは完全支配関係でなくなったとき、課税の繰延は終了します。

②寄附金▼例えば親法人から子法人に対する金銭の譲渡や債権放棄

は、その関係を系統的に示した図を確定申告書提出の際に添付しなければなりません。(平成22年4月1日以後開始事業年度より) 完全支配関係が成立するかどうかは自社の株主名簿だけを見てもわからない場合が多々ありますので、多角的に資本関係を把握しておく必要があります。また譲渡損益調整資産は将来の課税にも関わってくるため、グループ全体での継続的な管理が必要です。

【千種支部 税理士 高桑誠一】

完全支配が成立する例 (.....で囲んだ部分がグループ法人)

